

令和3年4月23日

保護者 様

埼玉県立越谷北高等学校
校長 片野 秀樹

新型コロナウイルス感染防止のための出席停止等の対応について

新型コロナウイルス感染防止のための出席停止等の対応について、下記のとおりといたしますので御理解御協力をよろしくお願いいたします。

記

(1) 生徒本人に発熱等の風邪症状がみられる場合 → 自宅待機（出席停止）

※ 必ずかかりつけ医等、医師の診断・指導を受けてください

例1：医師がPCR検査不必要と判断した

→ 発熱等の風邪症状が収まった後、一日経過観察後登校可。出席停止扱い。

例2：PCR検査受検

→ 陰性 → 発熱等の風邪症状が収まった後、一日経過観察後登校可。
出席停止扱い。

→ 陽性 → 医師・保健所等の許可が出た時点で登校可。出席停止扱い。

※発熱等の風邪症状とは

①発熱（平熱より少し高いものを含む） ②咳 ③息苦しさ(呼吸困難)

④臭覚・味覚の異常 ⑤強いだるさ(倦怠感)

のいずれかの症状がある場合を指す

上記①～⑤を伴わない腹痛、頭痛、吐き気、下痢等は該当しない

(2) 家庭内に

①体調不良者がいる場合 → 自宅待機（出席停止）

※体調不良者とは、「発熱等の風邪症状」のある者をいう

②無症状の濃厚接触者（PCR検査結果待ち）がいる場合 → 自宅待機（出席停止）

③無症状の濃厚接触者（PCR検査陰性）がいる場合

→ 登校可、ただし保護者が感染予防のために欠席させると申し出た場合は出席停止

④PCR検査陽性者がいる場合 → 濃厚接触者となるため自宅待機（出席停止）

→ 医師・保健所等の許可が出た時点で登校可